

廃止措置計画等における性能維持施設の記載について

令和2年1月28日
再処理廃止措置技術開発センター

1. 概要

第36回東海再処理施設安全監視チーム（令和元年12月25日）において、性能維持施設の変更認可申請について、検査内容を詳細に記載しすぎている感があり、新検査制度への以降を見据えて、廃止措置計画・保安規定・機構の社内文書のどこに何を定めるのか改めて検討した上で再整理を行うこととのコメントがあった。これを踏まえて、性能維持施設の取り扱いについて検討を行った。

2. 性能維持施設に係る廃止措置計画の変更申請・補正の経緯

①平成31年3月20日変更認可申請

- ・性能維持施設の検査内容の明確化のための記載の変更
- ・ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とする旨の記載の追加

②令和元年11月28日一部補正

- ・検査区分の明確化（一月ごとに行う性能検査、校正対象の明確化）
- ・検査対象の見直し（燃料カスククレーンの補巻も検査対象とする）
- ・検査方法の明確化

3. 変更認可申請の取り下げについて

性能維持施設に係る変更認可申請及びその一部補正については、性能維持施設の検査対象・検査方法の明確化等を目的としたものであり、申請を取り下げた場合において今後の定期事業者検査の実施等に支障はない。

4. 個別の性能維持施設の検査方法の記載について

以下の方針での対応を検討しており、今後ご相談させて頂きたい。

①廃止措置計画

新検査制度への移行を踏まえ、今後、廃止措置計画から個別の性能維持施設の検査方法（点検項目）の記載は削除することとしたい。なお、平成30年6月認可の申請書では、廃止措置計画の認可の審査に関する考え方で記載要求のある「性能」に対応するものとして「点検項目」を記載したことから、当該記載の削除に併せ、個別の性能維持施設の性能を記載するなどの対応を行いたい。

②再処理施設保安規定

新検査制度に係る規則の改正及び保安規定の認可の審査の考え方の改正案において、保安規定の記載事項から施設定期自主検査、検査頻度等の記載が削除される予定である。また、検査方法、検査頻度等は、適宜、評価し、見直しする必要があるため認可事項とすることは好ましくない。これらを踏まえ、個別の性能維持施設の検査方法（点検項目）の記載は削除することとしたい。

③施設管理方針

新検査制度に係る規則の改正において、新たに「再処理施設の施設管理」が追加され、施設管理方針、目標等を定めて性能維持施設の維持管理を行うことが記載される予定である。個別の性能維持施設の検査方法についてはこれらの事項とともに、新たに定める「施設管理方針」等に記載することとしたい。

以上